

平成 27 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第11回臨時会	11月20日	開	会
	11月20日	閉	会

南 三 陸 町 議 会

平成 27 年 11 月 20 日（金曜日）

第 11 回南三陸町議会臨時会会議録

平成27年第11回南三陸町議会臨時会会議録第1号

---

平成27年11月20日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	最知 明 広 君

総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推 進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
危機管理課長	阿部明広君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼 地域生活課長	及川庄弥君
公立志津川病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	三浦勝美君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	佐藤修一君
生涯学習課長	菅原義明君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝志
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤辰重

議事日程 第1号

平成27年11月20日(金曜日)

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 行政報告
  - 第 5 選任第 2号 議会運営委員の選任
  - 第 6 選任第 3号 議会広報に関する特別委員の選任
  - 第 7 議案第141号 工事請負契約の締結について
  - 第 8 議案第142号 工事請負契約の締結について
  - 第 9 議案第143号 工事請負変更契約の締結について
  - 第10 議案第144号 財産の取得について
  - 第11 議案第145号 町道路線の認定について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

朝晩、めっきり寒くなってまいりました。体調管理、しっかりなさっていただきたいと思  
います。

本日の臨時会、よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年  
第11回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、3番及川幸子君、4番小  
野寺久幸君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたし  
たいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付  
したとおりであります。

11月16日、各常任委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果について各常  
任委員長から議長に対し報告がありました。

総務常任委員会の委員長に高橋兼次君、副委員長に今野雄紀君、産業建設常任委員会の委員

長に山内昇一君、副委員長に西條栄福君、民生教育常任委員会の委員長に菅原辰雄君、副委員長に後藤伸太郎君が選任されました。

また、議会行財政改革に関する特別委員長から副委員長であります後藤伸太郎君の辞任に伴い、新副委員長に高橋兼次君が選任されたとの報告がありました。

議会広報に関する特別委員の高橋兼次君から辞任願の届け出があり、議長において11月19日に許可いたしましたので、報告いたします。委員長、副委員長の皆さん、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成27年第11回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

平成27年第10回臨時会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、11月3日の文化の日に総合体育館及び文化交流ホールを会場に開催いたしました「南三陸町名誉町民推戴式及び功労者表彰式並びに南三陸町合併10周年記念式典」について、ご報告を申し上げます。

この式典では、さきの第9回定例会において議会の同意をいただき、南三陸町において初の名誉町民として推挙した元宮城県議会議長の高橋長偉様に対し、名誉町民推戴状及び名誉町民賞並びに記念品を贈呈しました。

また、震災後として初めての開催となりました功労者表彰式では、各分野において多年にわたりご尽力をされてきた8名の皆様を表彰し、引き続き開催した「南三陸町合併10周年記念式典」では、山形県庄内町様と元株式会社楽天取締役副社長の本城慎之助様に対し、感謝状の贈呈を行ったところであります。

庄内町の皆様には、震災発生直後から被災した当町のため、遠路はるばるたくさんの食料を不眠不休で送り続けてくださったことを初め、友好町としてさまざまなご支援をいただきました。また、本城慎之助様には、当町の復興のためにと広大な土地を提供いただいたほか、継続した漁業支援活動を行われるなど、多大なご尽力をいただいております。

被災した町民のため、そして当町の復旧復興のため、世界中の方々から数えきれないほどの

ご支援をいただいております、本来であればその全ての皆様に感謝状を贈りたいところではございますが、今回の式典においてはご支援をいただきました皆様を代表して、庄内町様と本城慎之助様に対し、感謝の意を表することとしたものであります。当町のこれまでの歩みを陰に陽に支えてくださった全ての皆様に対し、改めて深く感謝を申し上げますとともに、震災という苦難を乗り越え、必ずやこれまで以上のすばらしい町をつくってまいり所存でありますので、議員皆様のますますのご理解とご協力をお願いを申し上げます。

次に、10月30日に宮城県及び関係3市4町の主催により実施いたしました「平成27年度宮城県原子力防災訓練」について、ご報告を申し上げます。

この訓練は、東北電力株式会社女川原子力発電所において、宮城県沖での地震発生に伴い原子炉が自動停止するも全交流電源と原子炉冷却機能の喪失により全面緊急事態に至り、かつ炉心の損傷により環境中に放射性物質が放出されたという想定のもと、本町においては仙台市内に所在する暫定オフサイトセンターへの要員の派遣、防災行政無線などを使った訓練広報といった課目を実施したところであります。

また、在校中の戸倉小学校児童も含め、UPZ地域の方々には各ご家庭などにおける屋内退避の方法について確認をいただいたほか、自主防災組織の代表者などには実際に登米市米山町の避難施設まで移動する訓練にも参加いただいたものであります。

本年8月の広域避難等計画の策定後、初めてとなるこの訓練では、登米市内に設置された退域検査ポイントや避難所受付ステーションの経由、そして本町計画において実際に避難先として指定する施設までの移動といった項目を盛り込み、参加いただいた方々からもさまざまなご質問・ご意見が寄せられるなど、原子力災害の認識等に一定の効果を上げたものと考えているところであります。

今後においても、本町計画をより確かなものとするべく、こうした訓練の場を活用するなど、引き続き周知啓発、実効性の検証等を進めていくこととしております。

続いて、11月8日に実行いたしました平成27年度南三陸町総合防災訓練について、ご報告を申し上げます。

昨年度に引き続き、地震、津波の発生といった事象に土砂災害の発生といった事象を想定に加えた今年度の訓練は、自主防災組織を初めとした住民の皆様には自助、共助に向けた行動について再確認をいただき、合わせて町民を初めとした防災関係機関においては、初動のあり方を含み、公助の実施体制確立に着眼し、実施したところであります。

今年度の訓練では、避難広報の実施やご家庭、地域内における安否の確認、より安全な場所



への避難といった全事象を通じた活動に加え、陸上自衛隊と自主防災組織が連携した炊き出し訓練や土砂災害警戒区域からの避難者輸送訓練、緊急輸送や通信、電力の確保訓練などが演練されたところであります。

また、町営名足復興住宅では、復興住宅の行政区の住民の方々により、応急手当訓練などが実施されたほか、入谷小学校では児童とその保護者も参加してのいわゆる「シェイクアウト訓練」といった課目も新たに実施されたところであります。訓練には、消防団を初めとした町の機関のほか、19の防災関係機関、そして各行政区、仮設住宅団地の皆様、おおむね5,000人の方々に参加をいただいたものと推計をいたしております。

今後におきましても、防災、減災に関し、平時からの普及啓発や防災関係機関とのさらなる連携を進め、安心して暮らせる安全なまちづくりを引き続き展開していく考えであります。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時08分 休憩

---

午前10時52分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これで工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、行政報告を終わります。

---

#### 日程第5 選任第2号 議会運営委員の選任

○議長（星 喜美男君） 日程第5、選任第2号議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において小野寺久幸君、高橋兼次君、佐藤宣明君、山内昇一君、菅原辰雄君、後藤清喜君、以上の6人を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

---

日程第6 選任第3号 議会広報に関する特別委員の選任

○議長（星 喜美男君） 日程第6、選任第3号議会広報に関する特別委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会広報に関する特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において今野雄紀君を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、議会広報に関する特別委員は、今野雄紀君を選任することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、議員の皆様は一度議員控室のほうへお集まりいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 再開は11時15分といたします。

午前10時54分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは、会議を再開いたします。

ここで、ご報告を申し上げます。

議会運営委員会及び議会広報に関する特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果について議長へ報告がありました。

議会運営委員会の委員長に後藤清喜君、副委員長に佐藤宣明君、議会広報に関する特別委員会の委員長に後藤伸太郎君、副委員長に小野寺久幸君が選任されましたので、ご報告いたします。よろしくお願いたします。

---

日程第7 議案第141号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第141号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第141号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度復興地域づくり加速化事業伊里前市街地造成等工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、議案第141号について細部説明させていただきます。

議案関係参考資料3ページをお開きください。

工事名、平成27年度復興地域づくり加速化事業伊里前市街地造成等工事でございます。

工事場所といたしましては、南三陸町歌津字伊里前地内でございます。

工事概要といたしまして、造成工事面積1.14ヘクタール、土工一式、道路工一式、排水工一式、付帯工一式でございます。

盛り土量が約6万6,000立米ほどございまして、現在の地盤高がTP2.0メートルくらいでございますので、約5メートルかさ上げをいたしまして、TPプラス7.0メートルで造成をいたします。

付帯工としましては、広場の張り芝であったり、駐車場の舗装工といったものでございます。

4の入札執行日から14の工事期間については、記載のとおりでございます。

次ページの4ページをごらんください。

4ページでは位置図を添付してございます。

次ページの5ページをごらんください。

暫定時の土地利用計画図でございます。茶色で着色している道路工がございまして、その道路工の右側に漁協支所予定地、道路工の左側に商店街用地、広場用地、駐車場用地となっております。左上に表がございまして、各土地利用計画の面積を計上させていただいておりまして、合計で1.14ヘクタールとなっております。

次ページの6ページにおきましては、工事請負仮契約書を添付してございますので、ご参照いただければと思っております。

以上で、簡単でございますが細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い

いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
4 番小野寺久幸君。

○4 番（小野寺久幸君） 4 番小野寺です。

この工事、今回の工事に直接の関係ではないんですけれども、昨今大型な工事に関して偽装とかいろんな問題が出ておりますけれども、この町で発注する工事に関してですね、偽装とかあるいは間違いとか、あるいは発注者側のミスもある場合もあるかと思うんですけれども、そういった場合のチェック体制がどうなっているのかということと、後で問題が起きた場合の責任体制がどのように担保されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、代表してお答えをさせていただきたいと思います。

町で発注する工事につきましては、基本的にはコンサルのほうに業務を委託をして、測量設計をしていただいております。当然、作業に入る前に現場の説明、それから条件等をしっかりお伝えをして作業に入ると。それで、時期時期に応じて中間で打ち合わせをして、最終的に納品のときにまた成果品をまたチェックをするという状況で工事を発注をいたします。

工事を発注してからも当然業者側でもその仕様で工事がやれるかどうか、間違いがないかどうか事前に確認をします。それをもって着手をしていくこととなります。当然着手中で、工事中であっても当然業者側、それから町、それから最近では加えまして施工管理もコンサルに委託をしておりますので、3者でそれぞれ確認をしながら確実に工事を進めていくという状況でございます。

万が一、瑕疵等があった場合のことでございますが、これにつきましてはしっかり契約書の中でうたっておりますので、その辺は担保をされているものだと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4 番（小野寺久幸君） 職員が少ない中で大変なことだとは思いますが、細かいチェックが必要なかなとは思いますが。そして一応この間建設課の方にお話は聞いたんですけども、私も完全には理解できないところもありましたので、瑕疵があった場合の責任体制についても、もう少し詳しくお話しさせていただきたいと思うんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当然見えない部分と見える部分がございますので、当然見える部分

については竣工検査とそれから段階検査でそれぞれご指摘をして、手直し等をさせていただいているところでございます。

それから、見えない部分、なかなか今回の事件のように、土の中に入ってしまって、後で確認ができないという部分が多分あるかとは思いますが、それはいずれそういう事象が生じたという段階で、原因が何かということをつまみ食いして、それで施工上の問題でそうなったのであれば業者側、それから設計側でもし原因でそういう状態になったのであればこれは発注者側にも一定の責任があるんだろうということになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） はい、3番です。

1点だけ伺いますけれども、この市街地で前回の定例会での説明ですと、漁協が設置になるこの右、黄色い部分の右側ですか、その辺が年内中に施工できるというような前回のお話だったんですけれども、今改めてこの図面を見ますと、工期が3月いっぱいなんですけれども、その3月にならないと、この工期が終わらないと、この上には建物が建てられないという解釈でよろしいのか。

それとあわせて国道の位置が破線になっている部分、破線の部分が国道になるのか、その辺、伺います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） まず漁協の予定地でございます。

今回、提出させていただきました契約、本契約になりましたら多分施工計画書等々打ち合わせをしまして、年内中もしくは年明けくらいから工事が始まるのかなと考えてございます。漁協支所予定地については3月をめどに頑張ってお整備していきたいと考えてございますが、漁協支所の建物を建てる時期というふうになりますと、やっぱり3月の末とか、3月までのほうは工事かかれば4月からというふうになってしまうかと考えてございます。

もう1点、国道45号の破線の位置ということでございますが、新しい国道45号、この破線の位置で今現在計画されてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それに伴いまして、現在の福幸商店街がございまして、その福幸商店街の移設も、前の説明ですと海側のほうの空き地に仮の商店街をつくって、そして本設はこの造成が終わってから高くした上に本設ということをお願いしていました。それでいいのか。

それから、この破線のところが国道になるといようなただいまのご説明ですけれども、そう

した場合、この三嶋神社の関係で前内海商店さんのあったところが角がとれて真っすぐに行く状況なんですけれども、その際大分三嶋山の山際がこう削られていくようなこの図面なんですけれども、どの辺までそれが削られていく状況なのか、その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） まず、商店街の件でございますが、商店街、仮設の商店街、海側に移設をするということで、今現在の予定ですと1月の20日に引っ越し作業をして、1月の末に営業をすると聞いてございます。その後この道路の左側の商店街用地、広場用地、駐車場予定地のところの瓦れきをまず撤去をいたしまして、その後に盛り土工事というふうにする予定でございます。今現在福幸商店街、新しいこの場所で再開が29年3月というふうに聞いてございますので、それに間に合うように造成はさせていただきたいと考えてございます。

また、国道45号の三嶋神社の脇の山の部分ですか、どのぐらい切るのかということでございますが、ちょっとこのなかなか図面では、国道の切り土の絵まで入ってございませんので、この点線、ちょっと三嶋神社のすぐ脇の山の部分までかかってございますが、この近辺までというふうに想定していただければ大丈夫かなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 福幸商店街の本設が29年って今ただいまのご説明なんですけれども、29年の3月ということはあと1年以上かかるということで、その間は仮設でやっていかなきゃいけないということの解釈でよろしいでしょうかね。来年は28年度ですからね。またその後1年かかるということの解釈でよろしいのでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 29年3月といいますと、28年度末ということでございますので、29年度末には新しいこの土地で営業が再開できるということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） はい、7番です。

確認をさせていただきたいと思いますが、この町道小学校線、この小学校線、その気仙沼から仙台方向に向かって右折ができないというような話を聞いたんですが、そこを確認したいんです。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 今、国道を整備します仙台河川国道事務所関係者と協

議をさせていただいてございますが、この南側に町道石泉線というものがございます。石泉線とこの小学校線との間が大体120メートルぐらいとれそうだということで、この小学校線のところにも右折レーン今設置する方向で協議をさせていただいておりまして、大体いいんじゃないかという感触を得てございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 石泉線を迂回するという、それとも小学校に上がる道路、これを迂回するというような協議をしているということ。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 石泉線もつくりますし小学校線もつくって、2本できるということでございまして、その間が120メートルとれるものですから、小学校線にも右折レーンができますし、石泉線のところにも右折レーンを設置できるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 要は右折できるってことね。（「はい」の声あり）そこを最初から確認していたのに、丁寧な回答でありがたいんですがね、わかりました、はい。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第141号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第142号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第142号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第142号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度戸倉公民館災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第142号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の7ページをお開き願いたいと思います。

工事名は平成27年度戸倉公民館災害復旧工事でございます

工事場所につきましては、戸倉字沖田69番地でございます。

工事概要でございますけれども、廃校となりました戸倉中学校の校舎を戸倉地区の公民館として活用するため、必要な改修工事を施工するものでございます。外観はそのままに、各諸室の整備を行うものでございます。

入札執行日は27年10月19日。

入札方法は制限つき一般競争入札でございます。

以下、6から13まで入札状況、それから契約状況を記載をしております。

工事期間でございますけれども、28年3月31日までとしております。

次ページ、8ページをお開き願いたいと思います。

施設の配置図でございます。図面の上のほうが北となっております、上のほうに斜線を引かれた四角いものがございますが、これが校舎の部分でございます。

次に、11ページをお開き願いたいと思います。

1階の平面図となっております。黄色く着色している部分が廊下になってございまして、ピンク色の部分が公民館の専用スペースということでございまして、玄関を入れて右手に事務室、左手に情報コーナー、それから奥側に多目的室、調理室等が設置をされてございます。それから、青色の部分でございますけれども、この利用につきましては、例にはNPOとなっておりますが、地域活動等々のNPOも含めて多目的な利用をしたいと考えてございます。

12ページをお開き願いたいと思います。

2階の平面図でございます。左側の一番上の部分でございますが、防災学習室、その下が研



修室でございます。それから、これまで普通教室の部分につきましては、文化財の展示室、それから学校の歩み等の展示、それと一番端が普通の教室、そのまま残すという状況でございます。それから右端でございますが、上側が伝統芸能練習室、下が本のある託児室ということで図書館という利用を考えてございます。

次ページに仮契約書の写しがございますので、ご確認をお願いをしたいと思います。

以上で、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

5 番村岡賢一君。

○5 番（村岡賢一君） 5 番です。

これから、旧戸倉中学校が公民館として生まれ変わっていくわけでございますけれども、現在、戸倉中学校には多くの被災地を研修、いろんな面でかなりのバスが校舎の上に入っております。いろいろ語り部さんがいて、いろいろ中学校での津波の様子等説明しているわけでございますけれども、工事が始まりますといろいろとそういう観光、観光とはいいいませんけれども、多くのバスが土日をかけてかなり入っております。そういう交通体系、そういうものについてはどういうふうにお考えになるのでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当然工事しますので、建物周辺は仮囲いをさせていただきまして、一般の方と工事関係者は区分をさせていただきたいと思っております。ただまだ業者と細い点につきましては、これから施工計画等を出させてもらって協議をしていきたいと思っております。今いただいたご意見につきましては、当然施設のほうに来町者が、来町といえますか、見学者がいらっしゃるということでございますので、その辺も確保できるようなことで業者のほうとは協議を進めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5 番（村岡賢一君） いろいろな事故が起きても大変ですし、それから今でもやはり仮設住宅で暮らしている方々にとっては大勢の方が来ていただくというのは、これは大変町としてもいいことなんですけれども、そこに住んでいる人たちにとっては何かこう惨めな思いをするという、そういう話も聞こえております。そんな中でまた工事が始まる、バスが入るとい、いろいろ複雑なこう精神的な負担がかかる部分がございますので、そこに住んでおられる住民の方々に配慮をしたひとつあり方というものを考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） そこにつきましては、仮設住宅の自治会長さんとも含めて、工事着手前にいろんな説明会をしながらご理解等をいただけるように努力したいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

この図面の中から、たしか戸倉の復興住宅とここは中学校は距離があるんですけども、その距離を団地内につくれば一番ベストなんでしょうけれども、その距離を埋めるためにここでは福祉部門で予防のほう、高齢者の予防などをやっていく、公民館を使って、そういうような計画などはあるのかなのか、この公民館を使ってこれから戸倉地区の住民の予防についてどの辺まで考えているのか。ただ公民館機能だけをやっていくのか。

その辺と、それから2階の部分に伝承練習室ですか、それなどがありますけども、今回新聞にも志津川高校の鹿踊りですか、八鹿踊りが新聞にも出ていましたけれども、こういう伝承するということは大事なことです。できた限りにはそこを利用していただいて、もっともっと小学校などにも伝承して、子供たちがこれに興味を持つような、そういう施策をとっていただきたいと思います。ご説明願ひます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 2点。基本的には、公民館としてここを戻すという、組織上の考え方はありますが、レントゲン車を入れて健診に使ったりとかということは、十分対応が可能であると思っておりますので、そういった健診には使えるというふうにお考えいただきたいと思ひます。

それから、八鹿踊り等の郷土芸能についても、ここの計画を立てるときにある程度天井の高さがないと鹿踊りの練習などもできないだろうということで、計画をつくるときにそういうことも視野に入れておりましたので、そういった対応にもできるというふうにお思ひしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ここの施設、中学校を公民館にするという時点で、ことしかな、ことしの春かな、たしか職員の視察があつたはずで、県外、岡山かな、その辺に行って、ケアマネさんたちが研修に行ってきた経緯があると思うんですけども、そういったここの公民館とのそういう兼ね合いがあるから行つたものと推察をいたしますけれども、その辺は計画に

あったのかないのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 公民館といえどもさまざまな利用があるということで、その一つの想定として、そういう利用もできるんだらうということで、先進地といいますか、ほかの現場を見させていただいたという状況でございます。当然、部屋の広さとか、諸室のつくりとか、そういう部分を参考にさせていただいたと聞いております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） なぜ私がこれを言うかという、戸倉の防集の団地はすごく大きい団地ですね。その中でこういう機能を持ったものがないから、ここの公民館が併設で複合的に使われるのかなと思います。そういうことで、公民館機能だけでなく、これだけの広い面積の公民館ができあがります。そうした場合、費用対効果を考えるとやはりここを町民と一緒に使っていき施策を考えていただきたいと思いますので、今質問しているわけです。そういう考え、もう一度、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 公民館そのものができましたらば、そういう使い方をしたいということは先ほどご答弁を申し上げたとおりでございます。

それから、費用対効果ということでございますが、それを考えるととてもではないけれどもこのコストとベネフィットという部分では成り立たない部分です。ただ、当初戸倉の中学校を戸倉地区のコミュニティのためにというお話を地域の方々にしてまいったわけです。戸倉の防集のほうに住民の方々が再建をされると。その下でコミュニティ活動をする拠点があるだろうというところでございますので、そこに住民健診ができるぐらいのスペースも十分とれるわけですので、そこは組織運営の中で柔軟に対応していきたいと、こう思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

以前も質問したんですけども、今回も今でも可能ならば戸倉団地内に単館で建てたほうがいいのではないかという思いが強い中、何点か確認、伺いたいと思います。

まず、第1点目というか、あれなんですけれども、どこか岡山に視察に行ったということなんです、多分こう日本で人口の割には一番大きい公民館になるのではないかという、そういう思いがしているんですけども、以前の公民館の何倍ぐらいになるのか。

あともう1点は、NPOとのかかわり、以前も質問したんですけども、現在のこの改築し

てからの状況的なもの。あとはこれだけ大きい公民館ですので、常駐というか、職員体制はどのように考えているのか。そしてあと大きいがゆえに年間の維持管理費等、どういうふう  
に、建てる分にはイニシャル分には補助とかなんかでできるんでしょうけれども、今後のラン  
ニングコストをどのように考えているのか、伺いたいと思います。

それで、先ほどの前者の質問でもあったんですけども、今後の公民館としての活用以外で  
の有効活用予定をもう少し詳しく伺いたいと思います。

あと、将来的なことなんですけれども、体育館と、今仮設の立っているグラウンドの部分の  
活用予定を伺いたいと思います。

そしてあと、先ほどの健診の話もありましたけれども、今度できる戸倉団地からのアクセス  
道というのはどのように現在のところ団地から公民館のところに行く道路をどのように検討  
中か、考えているのか、伺いたいと思います。

そしてあと、最終的に将来どのような形での使用が構想として持たれたのか。

あと、本当に地域のコミュニティの核となれるのか、そういったちょっと不安というか疑念  
があるので、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） たくさんご質問いただきましたが、漏れている部分は生涯学習課長  
などが補足をさせていただきたいと思います。

まず、NPOの関係ですが、当初この建物の中にそういった使い方をしたいということは2  
年前の公共施設の配置計画のときにご説明をいたしました。震災当時はたくさんのNPO、  
ボランティアの団体がお入りになってさまざまな支援活動に携わっていられましたが、資金、  
財源等々の問題で被災地からそういう団体が引き上げていくのが非常に多かったというところ  
が1つと、それからその復興が進んでまいりますと仮設の事務所なども置く場所がなくな  
ってきたと。そういう2つの課題をクリアするというので、新たな戸倉公民館の中にそう  
いったNPOなどが活動できる拠点の場所をつくったらどうだろうかということでございま  
すので、その考え方は現在も変わっておりません。

それから、ランニングコストのお話ですが、この公民館ならず今災害公営住宅を筆頭に四百  
数十億円の公共施設に投資をされております。現在建設課を中心にランニングコストを含め  
た施設の長寿命化のプログラムを、要は固定資産台帳を1個1個つくるといふことの作業を  
進めております。いずれ建設に応じたイニシャルの部分は当然圧倒的に国の財源でというこ  
とで、これからは維持管理に必要な財源を町が担っていかなければならないという大きな課

題を持っておりますので、関係課協力しながらその部分については対応してまいりたいと思っております。

それから、体育館とグラウンドにつきましてですが、今体育館のほうには若干当時の物品なども入っておりますので、もう少しそのまま使わざるを得ないだろうということと、それから大規模な改修が必要ということになりますので、体育館機能として戻すのかどうかも含めてもう少しここは時間をかけて考えたいと思っております。

それから、グラウンドですけれども、校庭でございますから、いずれ仮設住宅がなくなりました折には戸倉地区民の町民運動会ができるような、そういう使い方がよろしいのではないかと考えております。

それから、団地とのアクセス道路ですが、団地からこの新しい戸倉公民館まで直接おりてくる道路はございませんので、迂回をするということになるかと思っております。

それから、戸倉の核となれるのかということで、核になるように町がつくり、そしてそこに公民館の職員を入れて復興後の新しい団地をつなぎながら昔の戸倉のコミュニティが復活できるように、そういった拠点として公民館を位置づけていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） それでは、私からちょっと数字のほうだけでございます。

従前の戸倉公民館と比較して何倍かというご質問でございました。従前が約400平米ぐらいでございましたので、5倍というふうなことになるかと思っております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 職員体制。生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 失礼しました。職員体制でございます。

職員体制につきましては、人事にかかわることもございますので、そのようなことで私私の立場として思っているというふうなところでございますけれども、今の入谷公民館等々の体制と同じぐらいなのかなというふうな形ですね。現在入谷公民館に職員3名常駐してございますので、そういった形ぐらいなのかなというふうには想定してございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） まず最初に、NPOの関係なんですけれども、以前も引き上げているのか、仮設の事務所が必要だということなんで、現時点で入る予定というか何かがあるのかどうかだけ、伺っておきたいと思っております。

あと、ランニングコストに関しては、これは大変だと思うんですけども、どのような形で見ていくのか、もう1回伺いたいと思います。

あとは、今答弁あったあれなんですけれども、以前と比べて5倍の面積ということなんですけれども、面積だけではないんでしょうが、常駐の職員、たしか以前の戸倉公民館ですと1人でしたっけ、1人とあと臨時2人、1人から2人だったと思うんですけども今後のこの体制の予定はどのような形にしていくのか、来年の4月からでしょうから、そのところをもう一度伺いたいと思います。

あと、体育館に関してなんですけれども、まだ物品が入っているということなんですけれども、将来的にこれ使うのか、壊すのか、その判断はいつごろするのか。もしわかっているようでしたら伺いたいと思います。

あと、グラウンドに関してなんですけれども、現在仮設が建っているんですが、今後戸倉地区でも大分復興が進んでいるようで、仮設の空きが出ているようなんですけれども、戸倉地区の仮設を集約する際に全部戸倉からは仮設を撤去して志津川のほうに集約するのか、もしくは戸倉地区でも集約の仮設を検討しているのならどの部分、どういった仮設を集約される、集約に使う仮設に考えているのか、伺いたいと思います。

あと、アクセス道なんですけれども、以前の折立地区にあったときにも小学校からは目で見ると近いんですけども、小学生の足で歩くと大分遠かったという私小さいときの記憶、再三以前の議会等でもしているんですが、今回このように立派に改築する際にやっぱり地区の人が、コミュニティの核となるように使うためには、車だけの利用だと、従来の何分もかからないんでしょうけれども、このごろ年配の方と散歩できるような何らかの形で近道的なアクセス道もこれを機会に団地の完成とともに検討の必要があるんじゃないかと思うんですが、そのところの考えを伺いたいと思います。

あと、今、小中学生の歩いてのこの距離、自転車等も使うんでしょうけれども、ただ坂道等が多いのでどうなのかわからないんですけども、小中学生の休日及びそういったものの利用というか、どのように考えているのか、伺いたいと思います。

最後に、これだけ広い施設なんで、私以前も震災の記録というか記憶をするためにも使えるような大型のモニターとか、プロジェクターの検討をしていくことによって、今後最初につくったり設置してしまうと楽といいますか、後で足してほしいといっても予算が云々で大変なんですけれども、今回備品を購入する際にそういったものを検討してもいいんじゃないかと思う、有効に活用できる方策の一つがバリエーション広がるんじゃないかと思うので、

検討できるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時57分 休憩

---

午後 1時08分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番後藤伸太郎君が退席しております。

6 番議員に対する答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、いくつかお答えさせていただきます。

まずは、NPOさんの状況でございますけれども、今、町のほうでそういったルールをつくっているというところがございますので、具体的にどういう団体が利用するのかという部分についてはございません。これから制度ができましたらば周知をしていきたいというふうに思っております

次に、建物などの公共施設ランニングコストのお話でございましたが、午前中も若干お答えをいたしました。現在町で長寿命化のマネジメント計画をつくっております。これは、被災地だけではなくて、全ての自治体に作成が義務づけられております。国も首都高速を初め、耐用年数に相当達してきているという、そういったもののインフラの更新に莫大な費用がかかるという状況を鑑みて、今、国として計画どおりにつくりなさいということで、当町でも今つくっているんですけども来年のどこかの議会ですらそういった状況をお示しできるかなと思っておりますが、そのマネジメント計画の中の1つの条件として全庁舎体制で取り組みなさいというのが義務づけられております。全職員がこの維持管理をどうしていくのかということも共通認識をもって事に当たれということでございます。

それから、体育館の利活用の判断時期につきましては、現段階では未定ということでご理解いただきたいと思います。

それから、内部備品の関係でモニターなりということのお話でございましたが、公民館はやはり災害復旧を中心に財源を使って、事業の期間も来年度いっぱいまでということになっておりますので、モニターなど内部の備品につきましては、当然国の財源対象外ということになります。今後建築を進めていく中で、モニターならずさまざまな備品の必要が出てくるかと思っておりますので、それは一般財源対応でどこまで可能かというところと、あとは公民館を組

織的に立ち上げるまでに中身としてどういう公民館行事をやっていくかという、細部の中でこういったモニターが必要であればそれも検討してまいりたいというところでございます。

最後に団地とのアクセスの道路の関係でございますけれども、これまで復興庁と交付金を使った中で何か対応ができないかということで協議はさせていただいておりますが、結論としてはねられたというところでございます。現段階は公民館と団地を直接結ぶ道路の整備についてはできないんですけれども、いずれ大どころの基盤整備が今進んでおりますので、それが終わりましたら直接自動車の乗り入れができるかどうかは非常に難しいんですけれども、優先順位をつけて、これから少し時間をかけて考えていきたいと思っておりますので、徐々にやるしかないという程度でご理解をいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 戸倉公民館への職員の配置計画に関するご質問がございましたので、私から答弁いたします。

学習課長、私案で人数申し上げましたけれども、震災前は戸倉公民館は2名体制の職員で運営しておりました。新しい戸倉公民館は施設規模が大きくなります。当然所掌する分野の事務量もふえてくるものと思えますけれども、これにつきましては現段階では何名という形では言明はできる状況ではございませんので、開館時に合わせまして所管課である教育委員会とよくよく協議をして適正配置をしてまいります。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 応急仮設住宅の集約化に関するご質問がございましたので、その部分についてお答えをさせていただきます。

集約化に向けた基本的な考え方につきましては、何度かこの場でも説明を申してまいりましたが、戸倉地区の集約先団地といたしましては、中学校グラウンド仮設を予定してございます。

加えて、ちょっと10月末現在の状況なんでございますが、プレハブ仮設の入居率に関しましては10月末で69.1%といった状況でございます。入谷地区、歌津地区においてはもう60%を割るような状態にもございます。そういったことを考え合わせまして、現在空き状況のシミュレーション等も作成中ございまして、3月定例会の時期までにはそういった方向性をきっちり示したいというところで現在取り組んでいるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、いろいろ答弁いただきましたけれども、何点かもう一度伺いたいと



思います。

NPOに関してなんですけれども、まだ具体には決まっていないということなんです、こういったスペースをつくったということは、例えばNPO云々にかかわらず貸し事務所というんですか、何らかの団体に事務局ふうに使っていただくという、そういう利用法ももし今後考えられると思うんですけれども、その許容範囲というか広がり、これはいろんな行政上の縛り等はあるでしょうけれども、検討していただけるのかどうか、再度伺いたいと思います。

あと、ランニングコストなんですけれども、課長答弁あったようにマネジメント計画、固定資産台帳をあれするということなんです、特にこの戸倉の元中学校を改修することによってこの本体の耐用年数、どれぐらい見ている、延びたといったらおかしいんですけれども、一度震災に遭われた建物なんで、そのところを何年ぐらいの耐用年数を見ているのだけ、伺いたいと思います。

あと、体育館は未定ということなんですけれども、これも使う、使わない、体育館としての使用する、しないを早めに決定すべきだと私個人は思うんですけれども、そのところの決定時期等はどのように今後検討していくのか、伺いたいと思います。

あと、大型モニターの件なんですけれども、財源の対象外ということなんで、公民館の行事との兼ね合いというか、文化的な例えば催し物等の何らかの形で使えるんじゃないかと思えますので、もうちょっと積極的に何らかの財源が当たるような何かこう工夫というんですか、努力をもう少ししていただきたいと思います。

あと、アクセス道に関してなんですけれども、現時点では直接結びつかないという答弁でした。これから落ち着いて時間をかけてやるということなんですけれども、なるべくせつかく立派に改装するんで、多くの団地の人に使うためには直接の道路も必要になると思いますんで、これまた急ぎ目でやっていただきたいと思います。

それで、職員の体制なんですけれども、震災前は2名という答弁いただきました。今後、建物は大きくなっても、私再三言っているように、団地からちょっと遠くなりますんで、使う人が、みんな歩いて使うというわけじゃないんでしょうけれども、小中学生初めふえるかどうかは難しいところでしょうけれども、当面の2名ということで間に合うのかどうかだけ伺いたいと思います。

仮設の集約ということで、私勘違いして、青年の家があれになるのかなと思ったら、戸中がそういったところだということで、わかりました。そこで、現在69.1%の入居ということな

んですけども、戸倉、今団地ができるで大分減ると思うんですけども、現時点でなんですけど、戸倉の中学校の仮設以外での入居率のどれぐらい、大分少なくなってきたと思うんですけども、もしこの場でお分かりでしたら伺いたいと思います。

あと最後に、というか、町長の戸倉地区におけるコミュニティ形成における公民館の役割と  
いうか、そういったことをコメント程度でもよろしいですので、伺えればと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 耐用年数以外について、私のほうで。

まず、各団体へのお部屋の貸し借りというところでは、現状、今賃貸契約というよりも通常の公民館の貸館業務というのをやっているんですけども、例えば大広間を貸すとか、青年の間を貸すとかと、その拡大バージョンで考えていったほうがいいのかというふうに考えております。いずれそのときに家賃といいますか使用料といいますか、そういったものも検討材料にはなりますが、今回そういうそのスペースを用意したというのは、手数料収入を当て込むというよりもそういった団体の方々が自由にお使いいただくことによって地域づくりにご貢献いただくというようなほうがよろしいのではないかという考えに立ったものでございます。

それから、体育館の決断の時期でございますが、現在復興交付金を中心に相当なハード事業が行われておりまして、いずれ国の財源の対象外となるものについては町の単独予算で対応しなければならぬということになります。それがどれぐらいの事業数があつて、大体どれぐらいのお金が今後必要なのかという作業を財政係と連携してやっています。当然、この戸倉の中学校体育館についても、単費メニューの中に入ってくるというふうに思いますので、そういったタイミングで結論をお示しできればと思っております。

あと、モニターと道路につきましては、先ほど申し上げましたように潜心検討していくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建物の耐用年数でございますけれども、耐用年数といいますか、供用限界年数というのが建築学会で決まっております、ちなみに65年になっております。今回の改修では構造部分に手をつけませんのでその年数は変わりはないということでございますので、ちょっといつ建てたかちょっと私も記憶にないものですから、済みませんが、建築してから完成してから65年という数字になると思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 各仮設ごとの入居率ですが、ちょっと地区ごとに発表したいと思います。志津川地区で82.6、「戸倉地区の」の声あり）戸倉地区全体では71.1%という状況でございます。各仮設ごとということで、「平均での声あり」平均で今申し上げた71.1%ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 職員の配置の関係につきましては、震災前の戸倉公民館の運営の2人態勢が果たしてそれが適正だったのかどうかということも含めまして、改めて検証も必要なんだろうなというふうにも思っております。それに対応して、新しい建物における管理部門の必要性もありますから、それも総合的に調整しながら委員会と協議して適正に配置していくということでございますので、2名体制で間に合う、間に合わないという議論とは若干次元が違うんじゃないかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 戸倉公民館の考え方について、震災前、今野議員、前の体育館、公民館については狭い、国道から裏のほうにあって非常に利用しづらい、したがって398号線沿いの戸倉小学校とかあるいは戸倉中学校の近くに建設すべきだというご意見をずっと伺ってまいりましたが、今回、今野議員が従来言っていたとおりの場所に今回移動できるということになりますので、ある意味今野議員のこれまでの思いが実現できたのかなという思いがございまして、いずれ戸倉地区の中核の施設として多くの方々にご利用いただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第142号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第143号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第143号工事請負変更契約の締結についてを議題いたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第143号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、防集枅沢団地における下水道災害復旧工事7工区に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第143号の細部説明をさせていただきます。

契約の目的につきましては、下水道災害復旧工事7工区、いわゆる枅沢団地にかかわります公共下水道の整備工事でございます。

当該契約につきましては、平成27年3月に契約を締結いたしまして、防集枅沢団地の完成に合わせて28年1月末完成を目指して進めております。現在のところ80%近くの進捗率と、計画通りに進捗している状況でございます。

変更契約の概要につきましては、議案関係参考資料の14ページをごらんいただければと思います。

変更の理由につきましては、中段に記載をいたしておりますが、団地からの最終連絡管につきまして、当初設計では国道45号に接続する計画でしたが、国道横断部分につきまして国交省側と協議を重ねる上で推進工法による施工を求められており、距離が長くはなりますが、比較いたしましても安くなる町道管の浜線側にルートを変更し接続することが今回の主な変更要因でございます。

そのほかにも、団地内の硬岩の範囲が想定より広がったことで、硬岩の掘削量、そしてその埋め戻し用に購入土を使用してございますが、その数量がふえることになり増額となったものでございます。

15ページにはルート変更にかかわります位置図、16ページには仮契約書の写しを添付しておりますのでご参照いただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ただいまの説明の中で、団地内に硬岩が出て、その硬岩の運搬により増額ということと、またあわせてその水道工事の国道を横断するために、横断でなくて、今の団地に行く道路の中にこの図面ですと埋め込む形になっていますけれども、それで、その工法が安くつくというただいまの説明でしたけれども、その辺、硬岩が出たことで幾らが不足して、この工事の、下水道の分でどのぐらいの差が出るのか、その辺、もう一度ご説明願ひます。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） はい、それでは金額の概略でございますが、増加部分についてお答えしたいと思います。

延長がふえる部分で、約510万円ほど、それと硬岩の部分、一定数は当然当初設計で見込んでおりましたが、硬岩の範囲が広がったということで、ボリュームが大体550立米ほど掘削量としてふえております。それが250万円ほど。それと、その掘削したものが硬岩であるということで、埋め戻しに使用すると将来的に振動とかそういったもので管を破損するおそれもあるということで、掘削した土は使わないで改めて良質土に置きかえるという部分で450万円ほどということで、全体額の増額の内訳となっております。

なお、国交省さん側と国道横断部分に推進工法で施工した場合、大体950万円ほどかかるということで、今の変更額にさらに450万円近く増額が見込まれるということで、ルート変更を検討したところ、そちらのほうが安上がりであるということでそういったルート変更をして埋設をするということで今回提案をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明で大体わかるんですけども、この国道を横断するということは交通規制がかなりの交通規制しなきゃない。そういう問題も出てきて大変なことはわかります。その硬岩、防集の住宅内の硬岩が広い範囲で出たということは、その図面の上に赤線、どこの部分で硬岩が余計出たのか。その辺、お願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 硬岩の範囲につきましては特にこの図面には明記してございませんが、当初は南側のほうは硬岩を想定した設計にはしてございませんでした。全体

的にどこというよりは、本当の一部部分が硬岩以外のものであったということで、数量的には南側の4区画付近を当初は土砂として計上しておりましたが、この部分も硬岩であるということで、その部分が増えた数量が増となった部分でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、一番南側の4区画のあたりが土砂だということが硬岩になったということなんですけれども、たしかこの上の部分の北側部分、この図面でいうと中央の北側部分でも硬岩が出たような記憶があるんですけれども、その辺が広がったということではないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） ちょっと説明が悪かったんですが、その部分は当初から硬岩の掘削として見込んでございました。私が先ほど申し上げたのは、ちょうど団地の入り口付近、この4区画の周り付近は硬岩じゃなくいわゆる一般の土砂として見込んでございました。それが実際、下水の断面の中では硬岩が出てきているということで、この部分がそういった数量の増につながった部分でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第143号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第144号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第144号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第144号財産の取得についてをご説明申

し上げます。

本案は、志津川中央地区に整備する災害公営住宅を取得するに当たり、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第144号財産の取得について、細部を説明させていただきます。

議案書は4ページ、議案関係参考資料は17ページからになります。

議案書4ページに記載のとおり、本議案につきましては、志津川中央地区に整備します集合型の災害公営住宅及び集会所等の付帯施設につきまして、UR都市機構から41億2,597万8,000円の金額で財産の取得を行うものでございます。

事業の概要でございますが、議案関係参考資料の17ページをお開き願います。

住宅の構造は鉄筋コンクリート造で、4階建て4棟115戸分でございます。

延べ床面積が約8,500平米となります。

付帯施設といたしまして、駐車場、物置、ごみ置き場などのほか、集会所を1棟整備する計画でございます。

事業のスケジュールでございますが、本議案の議決をいただいた後、建築確認申請業務に入りまして、来月から建設工事に着手し、29年3月の完成、入居を目指して整備をする予定となっております。

次に、18ページの位置図をごらん願います。

本案件の整備の位置でございますが、図面中央の上の部分、赤枠で示しております志津川中央地区内の西側になります。志津川中学校と小学校のちょうど中間に整備をする計画でございます。

詳細の配置につきましては、次の19ページをごらん願います。

図面右側南北に3棟、西側に1棟の4棟になります。4棟全て4階建てで整備戸数は合計で115戸となります。

次の20ページから27ページにはそれぞれ棟ごと、階ごとのタイプ別の平面図を添付してございます。タイプ別の戸数を申し上げますと、2KのSタイプが28戸、2DKのMタイプが41

戸、3DKのFタイプが46戸となります。

それから、28ページ以降につきましては、それぞれの立面図を添付してございます。

集合型の災害公営住宅の工事につきましては、今回の案件が最後となります。また、残っております戸建て、志津川東、中央地区の整備につきましても、現在契約締結に向けて準備を進めているところでございます。集合型、戸建て、いずれも28年度内の早期完成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第144号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第145号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第145号町道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第145号町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、戸倉団地と国道398号をつなぐ道路事業の完了後において当該道路一般交通の用に供することとしたため、当該道路の町道認定について道路法第8条第2項の規定により、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますのでよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。



○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の32ページをお開き願いたいと思います。

道路の図面となっております。左側の上下に太い道路がございますが、これが国道398号でございます。それから、図面右側が防集団地の方向になります。起点を398号に設置しております。赤い丸印の部分でございます。それから、終点が防集団地で造成している道路部分に接続する部分でございます。赤で三角の印をさせていただきます。この間の延長が約280メートルでございます。

現在は工事用道路として利用してございますが、工事完成後も高台と低地部を結ぶ道路としての利用が見込まれますことから、町道に認定し、適正な管理をしたいと考えているところでございます。先ほど142号の議案で出ましたけれども、公民館にも利用できるという道路でございますので、整備をして進めて、町道認定をして整備をするという計画であります。

大変簡単でございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第145号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第11回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時43分 閉会